

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年5月8日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第3号

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程(2019年4月1日規程第23号)の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
(所掌事項) 第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)～(3) 略 (4) <u>研究に係る利益相反マネジメントに関する事項</u>	 <u>削除</u>

附 則

この規程は公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。